

# 保証規定【注意】必ず最後までお読み下さい。

監修：顧問弁護士 天神法律事務所

※保証を受けられる場合、保証規定を最後までお読み頂きご納得ご同意頂けたものと判断させていただきます

2018年3月 第五条、第十一条、第十三条、第十四条、第十五条及び第二十四条 一部改正

- 第一条 保証有効期間は、本保証書表面「保証書発行年月日及び製品出荷年月日」欄に記載された日から、本保証書表面の「保証期間」欄に記載されている期間とする。
- 第二条 輸入販売元である有限会社インターラック（以下、弊社と言う）と、本保証書表面の販売店欄に記載の販売店 / 代理店 / 取扱店（以下、販売店と言う）間の2者間の保証契約とする。
- 第三条 販売店が実際に製品を販売した相手先（以下、お客様と言う）間の製品保証は販売店が独自に提示するものとし、本保証書ではお客様と弊社間の保証契約は成立しないものとする。
- 第四条 保証対象製品は本保証書表面の「製品名」欄に記載のある物のみとし、それ以外の記載の無い物、施工部材、例えば配線（ケーブル）類（電源タップ、カメラ電源線、同軸ケーブル、LAN ケーブル、VGA ケーブル、HDMI ケーブルなど）、配管類、コネクタ類（BNC、RJ45、RCA、DC-J など）、お客様または販売店が準備提供した機材等は保証期間内であっても保証対象外とする。
- 第五条 通常、消耗品（SD カード / microSD カード / 電池類）及び自然劣化と判断した部品等は保証対象外とする。但し、録画機内のハードディスク（HDD）及び電源アダプタは消耗品ではあるが、保証対象品に含む。
- 第六条 保証期間は製品により異なる為、保証期間欄の記載に表すものとする。
- 第七条 本保証書表面に必要事項として「保証書発行年月日及び出荷年月日」、「製品名」、「型番」、「数量」、「保証期間」及び「販売店欄（名称、住所、連絡先、代表者名及び印）」の記載が無いもの、弊社の訂正印無く変更及び書き直したまたは改竄されていると判断されるものは無効とする。
- 第八条 保証期間中に取扱説明書、添付書類及びラベル等の注意書きにしたがい、正常な使用状態であったにもかかわらず、故障並びに不具合が発生した場合のみ保証の対象とする。
- 第九条 販売店、施工業者またはお客様側が原因となる機器異常や故障にもかかわらず、弊社が出張訪問による対応を行った場合、保証期間内であっても保証対象外となり、出張料及び技術料を請求する場合がある。
- 第十条 本保証書を紛失した場合、本保証書の提出並びに提示無しでの保証対応は保証期間内であっても保証対象外となる場合がある。また本保証書は原本のみ有効とし、写し（コピー）は無効とする。
- 第十一条 いかなる理由が有っても、本保証書の再発行は行わない。
- 第十二条 販売店、施工業者及びお客様が本製品出荷時の標準搭載の部品を加工・改造または対象機器出荷時の標準搭載以外の部品や機器を使用され、本製品を故障・破損させた場合、保証期間内であっても保証対象外となる場合がある。
- 第十三条 窃盗、強盗、天災地変（落雷、地震、台風、津波、竜巻、水害）、火災、テロ、公害、塩害、放射能災害、ガス害（硫化ガス等）による製品の盗難及び故障に対しては保証期間内であっても保証対象外となる場合がある。
- 第十四条 原則、初期不良を含め弊社から販売後3ヶ月は新品での保証対応。それ以降は同等品または中古品、型落ち品、新古品での保証対応とする。また製品の生産製造終了（中止）及び取扱（販売）終了に伴い部品調達が困難、修理不可、同型品入手困難（不可）の場合、後継機または同等品による保証対応とする。
- 第十五条 販売店並びにお客様の日頃のメンテナンスや定期的な動作確認、ファームウェアバージョンアップを行っておらず、機器の不具合や故障が発生したり、それらが原因で映像データが保存されていなかった場合、または映像データを販売店並びにお客様の操作で消去（削除）してしまった場合、失われたまたは保存されていなかった映像データに対しての弊社への責任は問えないものとする。但し、機器の不具合及び故障に対しては保証期間内であれば各条に基づき通常通り保証対応する。
- 第十六条 設置時及び設置後を含め、施工が原因での機器の破損（水入り、水没、落下、過電圧、誤接続、ビス破損、機器破損など）が生じ機器の故障や不具合が発生した場合、保証期間内であっても保証対象外となる場合がある。
- 第十七条 設置時及び設置後を含め、施工が原因でお客様の私物及び私的財産等の損壊や破損等の拡大被害が生じた場合、保証期間内であっても拡大保証は保証対象外となる場合がある。
- 第十八条 カメラ等の設置の際、ビスの閉めが適正でない場合、ケースの閉めが適正でない場合、穴開け後処理が悪いまたは不十分、コネクタ接続部分及びカメラ設置面の防水対策がされていないまたは不十分などが原因により、カメラ内に湿気や水が入り結露が発生したり水入り及び水没などで故障が発生した場合、保証期間内であっても保証対象外となる場合がある。
- 第十九条 弊社が提供する電源装置（電源ユニット・AC/DC 電源アダプター・電源コード）を使用していない場合、アースを取っていないまたは不十分な場合、適切な電源装置を使用し、正しくアースを取っているにもかかわらず、配電設備や装置または電力そのものが原因で機器の不具合や故障が生じた場合、保証期間内であっても保証対象外となる場合がある。
- 第二十条 明らかに弊社の販売する製品が原因で、お客様の私物及び私的財産等の損壊や破損等が生じた場合、公的機関（警察、裁判所、調査研究機関）が判断した場合、失われたお客様の私物及び私的財産等の一部または全部を保証期間内に限り弁済するものとする。
- 第二十一条 機器故障及び不具合が発生し弊社宛に修理依頼の際、本保証書と共に別紙「修理依頼書」（ホームページまたは弊社より入手）を提出頂いた場合にのみ保証の対応とする。
- 第二十二条 保証対象製品である確認は本保証書と弊社の販売履歴及び本体に貼られたステッカーに印字されたシリアルナンバー（製造番号=S/N）で行う。しかし、ステッカーが貼られていない、シリアルナンバーが印字されていない、シリアルナンバーが改竄されているなどで確認が取れず、弊社の販売履歴とも適合しない場合、保証期間内であっても保証対象外となる場合がある。
- 第二十三条 お客様間での機器の売買及び入手元不明（オークションなど）で手に入れた機器に対して、保証期間内であっても原則保証対象外とする。
- 第二十四条 保証対応として交換を行った製品（HDD を含む）に対しての再保証期間は、実際に交換前の製品をお買い求め頂いた期日（本保証書表面の「保証書発行年月日及び製品出荷年月日」欄の期日）から本保証書表面の「保証期間」欄の期間までとする。保証切替及び保証延長とはならない。
- 第二十五条 弊社はお客様へ事前の通知無し及び承認無しに本規定の内容を変更できるものとし、本保証の提供条件は変更後の規定によるものとする。なお、変更後の規定については弊社ホームページ等により通知するものとする。



Interluck.Co.,Ltd

© 1999-2016 Interluck Co.,Ltd All Rights Reserved.